「ライフステージごとの取組及び環境の整備等」の項目について

現行プラン	次期プラン(案)
子ども・思春期	子ども・思春期
(1)ライフプラン教育の推進 (P.8)(P.28~29)	→ (1)ライフ <u>デザインの促進</u> ライフプラン(生涯生活設計)を立てるためには、価値観に基づく生き方(デザイン)を明確にすることが重要であるため、項目名を「ライフデザイン」とする。 (第三次行動計画の文中表現に同じ。)
(2)子どもの貧困対策 (P.8)(P.58~60)	(2)子どもの貧困対策 重点
(3)児童虐待の防止 (P.8)(P.62~63)	(3)児童虐待の防止 重点
(4)社会的養護の推進 (P.9)(P.64~65)	平成 29 年に公表された「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえて県の計画を改定することから、 項目名を同計画に合わせて「社会的養育」とする。
(5)子どもの育ちを支える取組の推進 (P.9~10)	(5)子どもの育ちを支える取組の推進
(6)不登校やいじめ等への対応 (P.10)	(6)不登校やいじめ等への対応
(7)健全育成の推進 (P.11)	(7)健全育成の推進
若者/結婚	若者/結婚
(8)若者の雇用対策 (P.12)(P.30~31)	→ (8)若者 <u>等</u> の雇用対策 重点 取組内容に「就職氷河期世代への支援」を追加し、項目名を「若者等」とする。
(9)出逢いの支援 (P.12)(P.32~35)	(9)出逢いの支援
(10)困難を有する子ども・若者への支援 (P.12~13) (11)自殺対策 (P.13)	(10)困難を有する子ども・若者への支援 (11)自殺対策
(11)目校刈泉 (P.13)	(11)日权为束
妊娠・出産	妊娠・出産
(12)不妊に悩む家族への支援 (P.14)(P.36~39)	(12)不妊に悩む家族への支援 重点
(13)切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実 (P.14)(P.40~43)	(13)切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実 重点
(14)周産期医療体制の充実 (P.14)(P.44~45)	(14)周産期医療体制の充実 重点
子育て	子育て
(15)幼児教育・保育、地域子育ての推進 (P.15~16)(P.46~48)	(15)幼児教育・保育、地域子育ての推進 重点
(16)男性の育児参画の推進 (P.16)(P.50~53)	(16)男性の育児参画の推進 重点
(17)小児医療の充実 (P.16)	(17)小児医療の充実
(18)在宅での療育・療養支援 (P.17)(P.44~45) ————————————————————————————————————	─▶ 「在宅での療育・療養支援」のうち、「在宅での療養支援」を「(17)小児医療の充実」に含め、「在
	宅での療育支援」を「(18)医療的ケアを必要とする子どもへの支援」とする。
	→ (18) <u>医療的ケアを必要とする子どもへの支援</u> <u>重点</u>
	医学の進歩を背景として、医療的ケア児が増加している。平成28年の児童福祉法改正により、地
	方公共団体に対し、保健、医療、福祉、保育・教育機関との連絡調整を行うための体制整備に関
	する努力義務が規定され、総合調整するコーディネーターの育成がはじまったばかりであるほか、 今後、コーディネーターを含め医療的ケア児を支援する者へ助言指導を行う体制(スーパーバイ
	学後、コーティネーターを含め医療的ケア児を支援する者へ助言指導を行う体制(スーパーパイ ズチーム)の構築も求められている。
 (19)ひとり親家庭等の自立促進 (P.17~18)(P.58~60)	(19)ひとり親家庭等の自立促進 重点(「子どもの貧困対策」の一部として)
(20)障がい児施策の充実 (P.18~19)(P.66~68)	(20) 障がい児施策の充実 重点 (発達支援が必要な子どもへの対応について)

現行プラン	次期プラン(案)
働き方 (21)子育て期女性の就労に関する支援 (P.20)(P.54~55) (22)長時間労働の抑制、ワーク・ライフ・バランスの推進 (P.20)(P.56~57) (23)マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントのない → 職場づくり (P.20) (P.56~57)	働き方 (21)子育て期女性の就労に関する支援 重点 (22)長時間労働の抑制、ワーク・ライフ・バランスの推進 重点 (23) <u>ハラスメント</u> のない職場づくり 重点 ハラスメントはこの2つに限らないことから (令和元年5月成立の法改正では、事業主におけるパワハラの防止措置義務が規定された。)、変更する。
(第3章 県民の意識の高まり、環境の整備等) (A)県民の意識の高まり、さまざまな主体による取組の促進 (P.21~22)	環境の整備等 取組全体のベースとしての「縁を育む、縁で支える」「協創」の説明箇所に「さまざまな主体による取組 の促進」の内容を含めることを検討しています。(「第2章 第3節」に入れることを考えています。)
(B)安全・安心のまちづくり等環境整備 (P.23)	(24)安全・安心のまちづくり等環境整備
(C)安全で安心な情報環境の整備 (P.24)	「(7)健全育成の推進」のところに内容を含めることを検討しています。
(D)外国人住民が安心して出産・子育てできる環境づくり (P.25)	(25)外国人住民が安心して出産・子育てできる環境づくり